

公益財団法人にいがた産業創造機構 ハイブリッド展示会出展支援事業実施要領

(趣 旨)

第1条 公益財団法人にいがた産業創造機構（以下「機構」という。）は、新潟県内に事業所を有する製造業の中小企業者が、新型コロナの影響により、営業機会が失われる中、オンラインによる営業力の強化や商談機会を最大化し、受注の確保、拡大を目的として、オンライン展示会若しくはハイブリッド展示会への出展に要する経費に対し予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては公益財団法人にいがた産業創造機構助成金等交付要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者をいう。

2 この要領において「リアル展示会」とは、出展者が展示会場において実際に製品や商品を表示し、不特定多数の来場者に対して商談を行う見本市及び展示会をいう。

3 この要領において「オンライン展示会」とは、インターネットを利用し、出展者が不特定多数の来場者に対して商談を行う見本市及び展示会をいう。

4 この要領において「ハイブリッド展示会」とは、見本市及び展示会の主催者がリアル展示会とオンライン展示会を併設する見本市及び展示会をいう。

(助成対象事業)

第3条 この助成金の助成対象事業は、前条に規定するハイブリッド展示会若しくはオンライン展示会への出展とする。

2 前条に規定するリアル展示会のみ出展はこの助成対象としない。また、展示会主催者がオンライン展示会を併設しないリアル展示会に自社のオンラインシステムを持ち込み、ハイブリッドとした場合もこの助成対象としない。

3 国又は地方公共団体や公的機関からの補助又は助成を受けて出展する見本市及び展示会は、この助成対象としない。

(助成対象事業者)

第4条 助成対象事業者は次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 新潟県内に事業所を有する製造業を営む中小企業者

(2) ハイブリッド展示会若しくはオンライン展示会に出展する者

2 第1項の要件を満たすものであっても、次の各号のいずれかに該当する者については、この事業の助成対象事業者としない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 役員等（法人である場合には役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者。又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

(4) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等暴力団の維持運営に協力し、

又は関与している者

- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(助成対象経費)

第5条 この助成金の交付の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

項 目	内 容
会場借上費	出展小間料、ブース借上料、見本市等参加負担金 等
会場設営費	出展小間装飾費、ブース設営費 等
広告宣伝費	見本市に係る商品パンフレット・ポスター等印刷製本費 等
通信運搬費	顧客DM 送料 等
展示品等輸送費	見本市等会場と自社間の展示品・什器輸送費 等
謝金	ハイブリッド展示会に関する専門家謝金 等
オンライン費	オンラインに係る動画、コンテンツ等作成費 等 ただし、販路開拓を目的とするコンテンツに限る。

2 消費税及び地方消費税並びに金融機関に対する手数料及び代引き手数料は助成対象外とする。

3 国及び地方公共団体に納付する租税公課は助成対象外とする。

4 新型コロナウイルスにより次号に該当する場合、ハイブリッド展示会に併設のリアル展示会については第11条規定の手続きにより交付決定日以降のリアル展示会部分に係る支払経費のうち、助成対象経費は助成対象とする。ただし、ハイブリッド展示会のオンライン展示会部分についての出展中止は認めない。

(1) 主催者が開催を中止とした場合

(2) 助成対象事業者の所在地又は展示会開催地が緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の対象地域であり、助成対象事業者がリアル展示会部分への出展を取りやめた場合

(助成金の限度額及び助成率)

第6条 第5条に定める助成対象経費で助成金の限度額は100万円とし、助成率は、2分の1以内とする。

(交付の条件)

第7条 この助成金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付する。

- (1) 助成事業の内容の変更（第10条に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、機構の承認を受けること。
- (2) 事業を中止又は廃止する場合には、機構の承認を受けること。
- (3) 事業の収入・支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管すること。
- (4) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うこと。
- (5) 機構が別に定める項目について、事業実績を機構ホームページ上で公表することに同意すること。
- (6) 機構が開催するオンライン営業力強化セミナーに参加すること。
- (7) 事業終了後、助成事業成果の報告及び助成事業に関する調査に協力すること。

(交付申請)

第8条 助成金の交付の申請をしようとする助成対象事業者は、別記第1号様式の申請書を、機構が定める日までに提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第9条 機構は、前条の規定による申請を受けたときは、申請要件についての適合性を確認したうえで、審査会の結果に基づき助成金の交付を決定するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第10条 第5条第1号に規定する軽微な変更は、経費節減等に伴う実績減等とする。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第11条 助成対象事業者は、第7条第1号の規定により機構の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第2号様式による事業変更承認申請書を機構に提出しなければならない。

2 助成対象事業者は、第7条第2号の規定により機構の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による事業中止（廃止）承認申請書を機構に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 助成対象事業者は、事業が完了した場合、別記第4号様式による実績報告書を事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付決定を受けた日の属する年度の1月31日のいずれか早い期日までに提出するものとする。

ただし、機構が、特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(助成金の請求)

第13条 助成対象事業者は、実績報告により助成金の額が確定された後、別記第5号様式により、機構に対し助成金を請求するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。